

多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱

(名称)

第1条 この会の名称は、多摩地域福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、別表1に掲げる市町村の地域における特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定するものをいう。以下「NPO」という。）等による福祉有償運送の必要性並びにこれを行う場合における安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議するために設置する。

(協議会の設置と主宰)

第3条 協議会は、別表1に掲げる市町村が共同で設置し、主宰する。

2 協議会に、別表1のブロックごとに幹事会を置く。

(協議事項)

第4条 協議会は、次の事項について協議を行う。

(1) NPO等による福祉有償運送の実施に伴う道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可の申請等に関すること。

(2) その他福祉有償運送について協議会を共同で設置している市町村が必要と認めること。

(協議会委員)

第5条 協議会の委員は、次のとおりとし、事務局が委嘱する。

- | | |
|------------------------|--------|
| (1) 利用者の代表（広域代表） | 1名 |
| (2) 住民の代表（広域代表） | 1名 |
| (3) ボランティア団体の代表 | 1名 |
| (4) 公共交通に関する学識経験者 | 3名以内 |
| (5) タクシー事業者の代表 | 1名 |
| (6) タクシー運転者組合の代表 | 1名 |
| (7) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局職員 | 1名 |
| (8) 市町村代表及び副代表 | 各1名 |
| (9) 幹事会構成市町村代表又は副代表 | 各幹事会1名 |

(役員等)

第6条 協議会及び幹事会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を招集し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員は、あらかじめ書面をもって、同一の団体又は同一の機関に所属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。
- 4 協議会は、必要と認める場合には、関係者等に出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第 8 条 幹事会の委員は、次のとおりとし、事務局が委嘱する。

- | | |
|--------------------------|-------|
| (1) 利用者の代表 (地域代表) | 1 名 |
| (2) 住民の代表 (地域代表) | 1 名 |
| (3) ボランティア団体の代表 | 1 名 |
| (4) 公共交通に関する学識経験者 | 1 名 |
| (5) タクシー事業者の代表 | 1 名 |
| (6) タクシー運転者組合の代表 | 1 名 |
| (7) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局職員 | 1 名 |
| (8) 協議対象市町村職員 | 1 名 |
| (9) 幹事会構成市町村代表及び副代表 | 各 1 名 |

- 2 幹事会は、協議会において幹事会に審議を付託した事項について協議する。
- 3 幹事会は、協議会会長の出席を求めることができる。ただし、議事決定には関与することはできない。
- 4 協議対象市町村職員は、当該市町村にかかる案件以外、議事決定には関与することはできない。
- 5 第 1 項第 8 号委員と第 9 号委員が同一市町村の場合には、第 8 号委員として出席する。
- 6 幹事会において決定した事項については、幹事会会長又は会長が指名する者が協議会に報告する。
- 7 その他会議に関する事項については、前条の規定を準用する。

(任 期)

- 第 9 条 第 5 条及び前条の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げないものとする。ただし、第 5 条第 1 項第 8 号、第 9 号に定める委員及び前条第 1 項第 8 号、第 9 号に定める委員は、1 年とする。
- 2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

- 第 10 条 協議会及び幹事会に出席した委員に対する報酬は、別表 2 のとおりとし予算の範囲内で支給する。ただし、官公庁からの出席委員は対象としない。

(公開)

- 第 11 条 協議会及び幹事会は、原則公開とする。ただし、公開することにより協議の妨げになると会長が判断した場合は非公開とすることができるものとする。

(事務局)

- 第 12 条 協議会の事務局代表及び副代表は、別表 1 の市町村が建制順に担当し、当該市町村が庶務会計を処理する。
- 2 幹事会の事務局代表及び副代表は、協議会事務局以外の市町村から選任する。
 - 3 協議会事務局代表及び副代表並びに幹事会事務局代表及び副代表の任期は 1 年とする。

(経費)

第13条 本会の経費は、別表3による別表1の構成市町村からの負担金による。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営方法その他必要な事項については、別途協議の上決定する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年8月30日から施行する。ただし、第13条に定める経費は、平成17年10月1日施行とする。
- 2 この要綱施行後初年度に限り、会長が決定するまでの間、会長の職務を事務局代表が行なう。
- 3 この要綱施行初年度に限り、第9条に定める任期は、平成19年3月31日までとし、第9条第1項ただし書き及び第12条に定める任期は、平成18年3月31日までとする。
- 4 第12条に定める任期には、精算行為を含むものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

別表1 (3条、12条、13条関係)

| ブロック名 | 構成市町村 |
|-------|---------------------------------------------|
| 北多摩東 | 武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小平市、東村山市、狛江市、清瀬市、東久留米市(9市) |
| 北多摩西 | 立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市(6市) |
| 西多摩 | 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町(8市町村) |
| 南多摩 | 八王子市、多摩市、稲城市(3市) |

別表2 (10条関係)

| 協議会委員 | 報酬額 |
|---------------|---------|
| 公共交通に関する学識経験者 | 10,000円 |
| タクシー事業者代表 | 3,000円 |
| タクシー運転者組合代表 | 3,000円 |
| 利用者の代表(広域代表) | 3,000円 |
| 住民の代表(広域代表) | 3,000円 |
| ボランティア団体の代表 | 3,000円 |

| 幹事会委員 | 報酬額 |
|---------------|---------|
| 公共交通に関する学識経験者 | 10,000円 |
| タクシー事業者代表 | 3,000円 |
| タクシー運転者組合代表 | 3,000円 |
| 利用者の代表(地域代表) | 3,000円 |
| 住民の代表(地域代表) | 3,000円 |
| ボランティア団体の代表 | 3,000円 |

別表3 (13条関係)(平18・一部改正)

| | 負担金額 |
|-----------------|---------|
| 基本負担金(参加全市町村対象) | 90,000円 |
| 以下協議団体数による追加負担金 | |
| 協議団体数 1団体から5団体 | 25,000円 |
| 協議団体数 6団体から10団体 | 50,000円 |
| 協議団体数 11団体以上 | 75,000円 |